

見附市立今町小学校改築事業設計プロポーザル実施要項

1. 目的

見附市立今町小学校は、昭和43年3つの小学校の統合により、現在地に完成した学校であります。また、市内の学校で最も老朽化した建物となり、平成16年10月の中越大震災で大きな被害を受けました。

そうしたなか、今町小学校の改築を進めるにあたり、地域・保護者・教職員・子どもたちの想いを受け止めたいと「今町小学校改築検討会」を立ち上げ、アンケート調査やワークショップを重ねて、新しい学校への夢を語り合っていました。そして、20のキーワードに検討会の「想い」を集約しました。

見附市立今町小学校改築事業は、このようなことから基本設計・実施設計を委託する設計者について、創造性や技術力・問題解決力等を期待し、プロポーザルにより優れた者を選定するものです。

2. プロポーザルの名称

「見附市立今町小学校改築事業設計公募型プロポーザル」

3. プロポーザルの方式

下記の応募資格を有する者からの公募方式で実施します。

4. 参加資格

プロポーザルの提出者に要求される資格は、下記(1)(ア)から(キ)に掲げる要件を満たしている者(共同企業体も可)とします。また、(2)(ア)(イ)に該当する場合は、参加できません。

(1) 参加者の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)の登録を行っていること。また、本業務に一級建築士を有する総括責任者をおくこと。
- (ウ) 設計者に選定された場合、平成19年度から当該建築物の設計が可能な体制であり提案書提出時の担当者が当該建築物の設計を担当できること。
- (エ) 参加登録申し込み日において、行政庁・自治体から、建設コンサルタント業務等に関する指名停止を受けていないこと。

- (オ) 当該設計事務所が、参加登録申し込み日において、会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
 - (カ) 総括責任者が、過去 10 年間に 1,000 m²以上の学校（学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条の「学校」をいう。ただし、屋内運動場、柔剣道場その他これらに類するものは含まない）もしくは公共施設の設計実績があること（新築、増築及び改築とし、改修は含まない）。
 - (キ) 上記の条件を満たす応募者は、本業務に関して、専門分野（ただし総括責任者は除く）について協力者（協力事務所）を加えることができる。
- (2) 参加不適格者
 - (ア) 審査委員
 - (イ) 審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

5. 主催及び事務局

- (1) 主 催
見附市
- (2) 事務局
見附市教育委員会事務局 教育総務課
〒954 - 8686 新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
電話番号：0258 (62) 1700 (内線 411)
FAX : 0258 (63) 5003
電子メールアドレス：ky-soumu@city.mitsuke.niigata.jp
見附市ホームページ：http://www.city.mitsuke.niigata.jp/
担 当：丸山

6. 計画条件

- (1) 位 置 新潟県見附市今町 6 丁目 19 番 1 号
- (2) 敷 地 面 積 23,950 m² (敷地平面図参照)
- (3) 構 造 建築基準法等関係法令に適合したもの
- (4) 地 域 地 区 第 1 種住居地域 容積率 200%/建蔽率 60% 日影規制なし(市条例)
- (5) 防 火 地 域 法 22 条区域
- (6) 現況前面道路 東側前面道路 市道 (幅員 5.4m)
南側前面道路 市道 (幅員 2.0m)

西側前面道路 農道(幅員 2.0m)

北側前面道路 農道(幅員 2.0m)

(2項道路の取り扱い説明:現況は指定していない。)

(7)都市整備 上下水道完備:水道40A、100A(プール専用)

ガス :都市ガス13A

電気 :東北電力

(8)現況駐車駐輪台数 駐車台数:75台、スクールバス:2台(専用車庫有)

駐輪台数:20台

7.事業規模(予定)

(1)新設建物等

校舎 6,000㎡程度

屋内運動場 1,300㎡程度

クラブハウス 300㎡程度

駐輪場 20台程度

駐車場 75台程度(来校者用,障害者用含む)+スクールバス2台

プール 水面積 400㎡ 以内及び附属施設

運動場 200m級トラック、100m直進路(兼用可能)

(2)児童数等(平成19年度)

児童数 441人

低学年 : 1学年 77人(3学級) 2学年 91人(3学級)

中学年 : 3学年 58人(2学級) 4学年 72人(2学級)

高学年 : 5学年 67人(2学級) 6学年 67人(2学級)

特別支援: 9人(3学級)

注)低学年:32人/学級、中高学年:40人/学級

特別支援学級:3学級(情緒不安定・知的障害・身体虚弱)

通級教室 :1学級(ことばの教室)

(3)職員数等(平成19年度)

校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職員等 計30人

(4) 所要室・スペース等一覧(想定)

所要室・スペースの詳細は基本設計期間に検討することとします。従って、下表は必ずしも提案を拘束するものではありません。

クラスルームまわり

まとめり		室名	数	備考
低学年	第1学年	クラスルーム	3	
		児童トイレ	1	男女別
		オープンスペース	1	
	第2学年	クラスルーム	3	
		児童トイレ	1	男女別
		オープンスペース	1	
		生活科室	1	
		低学年教師ステーション	1	教員の居場所
		教材庫	1	
中学年	第3学年	クラスルーム	2	
		予備教室	1	通級学級としても利用
		児童トイレ	1	男女別
		オープンスペース	1	
	第4学年	クラスルーム	2	
		予備教室	1	通級学級としても利用
		児童トイレ	1	男女別
		オープンスペース	1	
		中学年教師・教材ステーション	1	教員の居場所
高学年	第5学年	クラスルーム	2	
		予備教室	1	通級学級としても利用
		児童トイレ	1	男女別
		オープンスペース	1	
	第6学年	クラスルーム	2	
		予備教室	1	通級学級としても利用
		児童トイレ	1	
		オープンスペース	1	
		高学年教師・教材ステーション	1	教員の居場所
		更衣室	1	
特別支援		特別支援学級1	1	
		特別支援学級2	1	
		特別支援学級3	1	
		児童トイレ	1	多目的トイレ
通級教室	ことばの教室	1		

特別教室まわり

まとめり		室名	数	備考
図書・コンピュータ		図書	1	
		PC	1	
		PC準備	1	
理科		理科室	1	
		理科準備	1	
		理科メディアスペース	1	教科のオープンスペース
図工		図工	1	
		図工準備	1	
		窯室	1	
		図工ギャラリー	1	教科のオープンスペース
家庭科		家庭科室	1	
		家庭科準備	1	
		家庭科ギャラリー	1	教科のオープンスペース
音楽		音楽	1	
		アンサンブル	1	
		準備	1	
		楽器庫	1	
		音楽ホール	1	ホワイエ

管理諸室・その他				
まとめ	室名	数		
管理諸室	管理・事務	校長	1	
		応接	1	
		事務	1	
	会議	会議	1	
		校務センター	執務スペース	1
	印刷・教材製作		1	
	教職員ラウンジ		1	給湯
		教員休憩室	1	教員が横になれる場所、たたみ敷き
		PTA室	1	PTA活動スペース
		管理員（用務員）	1	作業スペース
		サーバー	1	収納・作業スペース含む
		職員更衣	1	男女別
		職員・一般トイレ	1	男女別、多目的含む
		職員・一般玄関	1	
		倉庫・書庫	1	
	機械	1	導入設備による	
保健・相談	保健	1	ケラフト・緊急車両考慮	
	教育相談	1		
その他	多目的ホール	1	ランチルームとしても利用	
	配膳	適宜		
	放送	1		
	児童会	1		
	特別活動	1	和室	
	児童トイレ	適宜	男女別	
	児童昇降口	適宜		

(5) その他の条件等

敷地の周囲は田園と住宅地であるため、建物配置等が田園と住宅地に対する影響や、景観、防風、積雪等に配慮すること。

登下校は徒歩とスクールバスを行っており、進入路の安全確保に配慮すること。
(徒歩は南側からの進入が主であり、スクールバスは学区の北部地域を運行している。)

スクールバス2台の配置を考慮すること。(バスの長さ9.0m、幅2.3m、高さ3.1m)
既存校舎に対する騒音等の影響に十分配慮すること。

エレベーターは、身障者対応と給食運搬を兼ねて設置すること。

基本設計業務期間 平成19年10月～平成20年2月末(予定)

実施設計業務期間 平成20年4月～改築工事時期に合わせて順次行います。(予定)

改築工事計画 平成20年7月～平成23年12月(予定)

供用開始時期 平成21年12月～(順次予定)

地質調査は、基本設計業務期間中に合わせて行います。

8. プロポーザルの提案課題

参加者は、今町小学校改築検討会によってまとめられた今町小学校改築構想づくりの記録「想いをかたちに」を受け止めて、以下に記された課題に対する考え方等について簡潔に「提案書」を作成してください。

- (1) 「子どもたちの学習の場としての学校」についての提案
- (2) 「子どもたちの生活の場としての学校」についての提案
- (3) 「地域住民の交流の場としての学校」についての提案
- (4) 建て替え計画についての提案
- (5) その他、設計者が大切と思われることについての提案

9. プロポーザルについて

- (1) プロポーザルは、設計者を選定するために必要な提案を求めるものであり、詳細な提案を求めるものではありません。したがって、通常の基本設計あるいは実施設計に伴う図面、模型等は一切受け付けません。
- (2) 主催者は、設計者選定後、選定された設計者の提出案に拘束を受けないものとします。

10. 選定方針

本プロポーザルは、参加した提案者からの提出書類等を用いて、「20. 審査および結果の通知」に記す審査委員会において一次審査で5者程度選定し、二次審査で審査委員会がヒアリングを行い、本業務に最も優れた提案1者及び次点1者をそれぞれ選定します。

11. スケジュール

- (1) 参加登録受付期間
平成19年7月27日(金)～平成19年8月13日(月)午後5時必着
郵便の場合は、13日当日消印有効とします。
- (2) 現地視察会
平成19年8月9日(木)午後2時～午後3時
- (3) 質問書の受付期間
平成19年7月27日(金)～8月13日(月)午後5時までとします。
郵便の場合は、受付最終日の当日消印有効とします。
- (4) 質問書に対する回答
平成19年8月21日(火) 見附市ホームページ上で行います。
- (5) 提案書の提出期間(設計者経歴等関係書類含む)
平成19年8月22日(水)～平成19年8月27日(月)午後5時必着。
(郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものを有効とします)
- (6) 第一次審査
平成19年9月5日(水)を予定
- (7) 第二次審査(ヒアリング)
平成19年9月12日(水)を予定
- (8) 第二次審査結果発表及び通知
審査結果後、速やかに

12. 提出書類等

- (1) 参加登録
 - 様式A-1 参加表明書
 - 様式A-2 事務所の技術職員数・資格者数
 - 様式A-3 事務所の主要業務実績、同種・類似業務実績
- (2) 提案書
 - 提案書表紙 (様式は任意)
 - 様式B 提案書
- (3) 設計者経歴等関係書類
 - 様式C-1 設計者経歴等関係書類送付表

様式 C - 2	総括責任者・各担当者
様式 C - 3	協力事務所
様式 C - 4	総括責任者の主要・同種・類似業務実績
様式 C - 5	各担当者の主要業務実績

13. 参加登録手続き

プロポーザルの参加希望者は下記の参加登録手続きを行ってください。提出先は「5.主催及び事務局」に記載のとおりとしますが、持参または郵便、電子メールによる参加登録も可とします（持参以外は電話で着信の確認をお願いします）。

(1) 参加登録関係提出書類

様式 A - 1 参加表明書

様式 A - 2 事務所の技術職員数・資格者数

様式 A - 3 事務所の主要業務実績、同種・類似業務実績

ただし、様式 A - 3 に記載する主要実績、同種・類似業務実績は最大各 5 件までとします。

提出書類様式は、見附市ホームページから直接ダウンロードして使用、または、様式を守ればあらたに作成したものをういても構いません。

14. 現地視察会の実施

既存校舎内を含む現地視察会を行います。

(1) 参加方法：希望者は、11.(2)に示す視察日の午後 2 時までに今町小学校の校門まで集合してください。校門にて受付を行い、事務所名及び参加人数を確認します。事務局の先導により校内を案内します。校内では必ず事務局の指示に従ってください。

(2) その他：視察会における質疑応答は行いません。建物や周辺環境の写真撮影は可としますが、児童の撮影は不可とします。

15. プロポーザル提案書 提出方法等

(1) 提出方法

(ア) 提出場所：見附市教育委員会事務局 教育総務課

(イ) 提出方法：各自の責任において、持参または郵送（配達記録郵便又は、簡易書留郵便、書留郵便）として下さい。

(2) 提出書類

(ア) 提案書：1 案に限ります。

(イ) 提出物及び部数：「提案書表紙」（様式は任意） 1 部

「提案書（様式 B）」 15 部

「設計者経歴等関係書類（様式 C - 1 ~ 5）」 15 部

以上の書類を、左端をガチャック等で仮綴し提出してください。

(ウ) その他：提出後の資料の追加、訂正は認めません。

(3) 質問事項

- (ア) 提出方法：質問事項は、所定の用紙（様式D）に記入し提出してください。
持参または郵便、電子メールも可とします（持参以外は電話で着信の確認をお願いします）。
- (イ) 質問書の回答：回答は、見附市ホームページ上で行います。
- (ウ) その他：質問書の回答内容は、本要項の追加又は修正と見なします。

16. プロポーザル提案書および関係書類の作成要領

- (1) 提案書および関係書類は、別紙の様式に基づいて作成するものとし、書式を守れば配布された以外の用紙を用いてもかまいません。
- (2) 「提案書（様式B）」は、A3判2枚・片面のみ使用・横位置に記載するものとし、作成にあたっては、以下の項目に留意してください。
 - (ア) 基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。文字サイズは全て10ポイント以上とする。
 - (イ) 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図、イメージを補完する簡単な図表は使用してよい（着色・彩色可）が、「提案書（様式B）」の2枚以内で表現すること。
 - (ウ) 記載すべき内容事項以外の内容（設計者名その他、事務所名を特定できる符号やマーク等）を記載しないこと。
 - (エ) 提案書表紙の様式は任意とし、本プロポーザルの名称と設計事務所名（設計者名）を明記すること。
- (3) 提案書と一緒に下記の「設計者経歴等関係書類」を提出してください。
 - (ア) 様式C-1 設計者経歴等関係書類送付表
 - (イ) 様式C-2 総括責任者・各担当者
 - (ウ) 様式C-3 協力事務所
 - (エ) 様式C-4 総括責任者の主要・同種・類似業務実績
 - (オ) 様式C-5 各担当者の主要業務実績

17. ヒアリングの実施

- (1) ヒアリングの日程等
ヒアリングは、平成19年9月12日（水）を予定しておりますが、日程及び場所については決定次第後日通知します。
- (2) ヒアリングの内容
 - (ア) ヒアリングは、このプロポーザルを担当する総括責任者を含み、1者当たり3名以内の出席を求めて実施します。
 - (イ) ヒアリングは、1者につき25分以内とし、プロポーザルの表現を補足する追加説明（15分以内）及び審査委員からの質疑（10分程度）のみとします。
 - (ウ) 説明に際して、提出資料と同じ内容のパワーポイントによる説明を可とします。また会場にホワイトボード又は黒板を用意します。ただし、追加資料、説明用資料、模型等の持込は禁止します。

(3) 公開ヒアリングの実施

ヒアリングの様子は公開することを想定しています。ヒアリング後に行われる審査委員会は非公開にて行います。

18. 失格条項

応募者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- (2) 提案書等の作成要項及び提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合。
- (4) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の人が出席した場合。
- (5) その他、審査委員会が不適格と認める場合。

19. 参加報酬等

参加者への報酬はありません。ただし、採用者を除くヒアリング対象者に対しては、見附市の定める規定により、1者(参加建築事務所単位)あたり5万円を上限とし、旅費相当額等を支給することとします。

20. 審査及び結果の通知

(1) 審査委員

選定に係る審査は、次に掲げる審査委員により組織された審査委員会が行います。

長	澤	悟	委	員	(東洋大学 工学部 建築学科教授)
黒	野	弘	靖	委	員 (新潟大学 工学部 建設学科准教授)
山	本	俊	一	委	員 (見附市副市長)
岡	村	守	家	委	員 (見附市企画調整課長)
池	山	廣	喜	委	員 (見附市総務課長)
西	片	哲	也	委	員 (見附市立今町小学校長)
清	水	幸	雄	委	員 (見附市教育委員会教育総務課長)

(2) 一次審査結果

前項により組織された審査委員会が、本要項「10. 選定方針」に従って審査を行い、所定の手続きが終了次第、一次審査通過者に通知するとともに見附市ホームページ上に公表します。

(3) 二次審査結果

審査結果については、最も優れた提案1者及び次点1者と審査結果講評を、見附市

ホームページ上に公表します。

21. 設計等の委託

(1) 契約の締結交渉

本業務の実施に最も優れた提案者と契約の交渉を行うものとします。また、辞退その他の理由で契約をできない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

(2) 設計契約者の業務

(ア) 業務名 見附市立今町小学校改築工事基本設計委託業務

(イ) 業務内容 改築工事に関する基本設計業務一式(建築、設備、グラウンド、外構等含む基本設計)

(ウ) 契約書作成の要否 「要」

(エ) 履行期間 平成19年10月から平成20年2月

上記期間は、状況により変更する場合があります。

(3) 設計委託契約

21.(2)の業務に対する設計業務委託契約料は、見附市の定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結します。

(4) 受注資格の喪失

本件業務を受託した参加者等(協力を受ける他の者を含む)と製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係るすべての工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことはできません。

22. 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

(1) 著作権及び意匠

提出された提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得てください。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰するものとします。

(2) 提出図書の使用

見附市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他見附市が必要と認める時に、提案書を無償で使用できるものとします。この場合、提案者名を明示します。

なお、提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、使用者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

また、提案書等は選定作業等において必要に応じ複製を作成します。

23. 参考資料

プロポーザルの参加者に対して交付する資料の内容は以下のとおりです。

- (1) 「 想いをかたちに 」 今町小学校改築構想づくりの記録
- (2) 位置図
- (3) 敷地平面図
- (4) 施設台帳
- (5) 敷地現況写真
- (6) 校区図 (通学路・スクールバス運行範囲)

資料は、見附市ホームページから直接ダウンロードしてください。

24. 留意事項

- (1) 「提案書等」の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された「提案書等」は返却しません。
- (3) 本業務の実施にあたって「提案書等」に記述された総括責任者及び意匠担当者は、特別の理由があると認められる場合を除き変更することはできません。
- (4) 主催者は、プロポーザル応募資格者が不参加の表明をした場合、また参加表明後において辞退した場合、その後不利益な取扱いをしないことを保証します。